



此宿上泊を頼ミ夕飯の用意ハ有り 此飯を握り焚て
 是をよと重箱を出し是妻の持行一答ふれはやうに
 事ありと三人を近所の貫湯へ遣り跡中祇包を改し
 正しく妻の衣類あれが急が近隣打寄目此堂を捕へ
 まるふ二人早く廻て二人を取押へ糾問をゆふ山次縛り置くと
 白状を直ゆ且二を尋行ゆ未成る二人の女樹下赤縣中縛
 られ疾く絶命し腰を下り骨頸を肉あり是狼のくちや
 喰取非業の死を遂る此事長野縣へ
 引渡さる
 記 源 徳

信州水田郡野尻
 駅木賃宿某方

日々新聞
 第11号

眞信画

徳治九一

